

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2023年度第2回)審議概要

開催日及び開催場所	2023年9月19日(火)		
委員	石丸鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均(大阪公立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科長・法学部長・教授)		
審議対象期間	2023年4月1日～2023年6月30日(阪神高速道路株)		
抽出案件	5件(総件数30件)		
(内訳)	工事	一般競争(政府調達協定対象)	1件(総件数1件) (案件①)
		一般競争(政府調達協定対象外)	1件(総件数2件) (案件②)
		技術提案・交渉方式	0件(総件数0件)
		指名競争	0件(総件数0件)
		随意契約	1件(総件数5件) (案件③)
	建設コンサルタント業務等	1件(総件数18件) (案件④)	
	物品等の購入等	1件(総件数4件) (案件⑤)	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見・勧告なし		

意見・質問	回 答
<p>【案件①】 「PC 桁等大規模修繕その他工事（2023-1-松）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札価格と契約制限価格に大きく差の出た者がある。通常、契約制限価格の予想できそうなものとするが、入札価格が高すぎるということはないか。 案件②にも共通することだが、契約制限価格はどのように決めるのか。また、会社独自で変更しても良いのか。 入札価格で落札者と受注できなかった者との比較で高い工種は何か。 <p>【案件②】 「尼崎基地事務所新築工事（2022-西宮）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術提案評価点は高いのに品質確保体制の評価点が低い者があるが、低い評価となった理由は。 <p>【案件③】 「保全管理工事（2023-土木）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に意見なし <p>【案件④】 「新港・灘浜航路部斜張橋等における設計審査支援業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計審査支援業務でどのような技術提案を 	<ul style="list-style-type: none"> 当該者は当社の工事の受注に慣れていなかったのもあり、現場管理費や一般管理費の経費が高く設定されていました。 学識者、発注者、受注者で構成されている中央建設業審議会があります。その審議会が公共工事に係るルールを定めており、契約制限価格の計算式も定められています。当社はそのルールに基づき計算しているもので、当社独自で変更することはございません。 単価は同等であり、歩掛の人工数に開きがあったようです。加えて、現場管理費や一般管理費といった経費にも開きがあったようには発注原価から報告がありました。 品質確保体制には入札価格が評価に反映されます。当該者は入札価格が調査基準価格を下回っていたため、減点されたものです。 新港・灘浜航路部斜張橋の設計業務を別発

<p>求めるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争入札手続き後に随意契約とする理由は。 <p>【案件⑤】 「社内 LAN 用クライアントパソコン等購入」</p> <ul style="list-style-type: none"> リース契約ではなく購入とした理由は。 ノート型 PC にキーボードは必要なのか。 1,000 台以上の納入実績を競争参加資格要件とした理由は。 	<p>注しており、今回はその成果品をチェックする業務です。別発注しております設計業務は規模が大きいため国等で定める歩掛りがなく、企業に見積書の提出を受けるのですが、その見積書の適正の有無を当社だけで判断するのが困難なため、支援いただくものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> プロポーザル方式では、最初に技術提案を受けます。当社にとって良い提案だと評価した者を選出しますが、その提案内容はその者しか実施できないため、その者と随意契約するものです。 当社にて継続した運用が可能なように、リース契約ではなく購入契約としたものです。 作業効率の観点から、ノート型 PC を大きめのディスプレイに接続して業務を行っているため、キーボードを購入するものです。 当社の購入予定が 1,000 台のため、当社の購入予定台数以上の納入実績を求めたものです。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	--